

[21] ジンバブエ

1. ジンバブエの概要と開発課題

(1) 内政概要

1980年の独立以来、ムガベ大統領（80-87年までは首相）が政権運営にあっている。議会では、ジンバブエ・アフリカ国民同盟・愛国戦線（ZANU-PF：Zimbabwe African National Union-Patriotic Front）が、事実上の単独政党として国政を運営してきており、1999年以降、複数政党制による議会選挙が実施されているが、西側諸国より選挙プロセスが「自由で公正」でなかったとの批判が寄せられている。

2005年5月、ムガベ政権は「秩序回復作戦」の名の下、貧困層居住区の一掃を行い、2万人以上が逮捕され、70万人以上（国連報告）が住居を失う等の事態に至った。また、ムガベ政権は、公共秩序・治安法、情報アクセス・プライバシー保護法、首都ハラレを中心としたデモ・集会禁止令の発布等の強権的手法により野党、反政府勢力、独立系マスコミを弾圧し、さらにNGOの活動に圧力をかけるなどの行為を行っている。

その一方、南アフリカのムベキ大統領を中心とした南部アフリカ開発機構（SADC：South Africa Development Community）主導によるジンバブエ問題の解決に向けた努力が続けられており、2007年7月には、これまでは不可能と思われていた与野党の話し合いのためのアジェンダが合意されるなど、2008年に予定されている大統領選挙に向けた政治的駆け引きが活発化している。

(2) 土地問題

1980年の独立以来、黒人農民に土地を再配分することを目的とした土地改革が実施されてきたが、2000年6月、ジンバブエ政府は土地収用法を改正し、補償なしの強制収用を可能とする「ファスト・トラック」による土地強制収用を断行した。それ以降、退役軍人、軍、警察及び政府高官等による土地の不法占拠、農機具の違法押収などが後を絶たず、2005年9月には、政府の憲法改正による土地の国有化により、土地の所有を巡る訴訟が一部例外を除き全て無効化された。こうした一連の土地改革の過程において、商業的な農業生産技術が失われるなど食料供給に深刻な影響を与えている。

また、政府は2006年12月に商業農場の大規模な再配分を発表し、土地改革は完了し食料増産の段階に入ったとの態度を示しているが、実態上土地問題ははまだ混乱が収束されていない。

(3) 諸外国との関係

国際社会からは、強制的土地収用、選挙の不正等について批判を受け、これに留まらずEU、米等からの選択的制裁（要人の渡航禁止及び資産凍結、武器等の禁輸、軍事交流の停止等）を課されている。さらに、2003年12月には英連邦を脱退するなどますます孤立を深めている。

このような背景から、現在、主要ドナー国のほとんどが、政府間開発援助を停止し人道的援助に重点を移しており、世界銀行、IMFも融資を停止している。我が国も、2000年の議会選挙に関する我が国選挙監視団の報告を受け、新規の一般無償を停止する等、政府間開発援助は控えている。

西側諸国との外交・通商関係が冷え込む中で、当国政府は「ルック・イースト」政策と称し中国、インド等アジア諸国との関係強化に乗り出している。特に、中国とは02年以降経済関係を中心に関係強化の動きが目立っているが、ジンバブエ国内の経済的混乱が足かせとなる可能性もある。

(4) 経済

ジンバブエは、金、プラチナ、フェロクローム、石炭など豊富な鉱物資源に恵まれ、かつ、アフリカ大陸では社会インフラが比較的整備されており、農業、製造業及び鉱業が比較的バランス良く発達し、かつては「アフリカの穀物庫」といわれていた時代もあった。

しかし、土地の強制収用と干ばつ、さらには劣悪なガバナンス等により、2003年には国民の約40%にあたる500万人が国際社会からの食糧援助に頼らざるを得ない事態が生じた。また、外貨収入源である換金作物の生産の落ち込みや輸出産業の衰退から外貨が払底し、燃料、電気、機械・部品、生産設備財の輸入が困難となり、農業、製造業、鉱工業に深刻な影響を与え、経済の悪循環が生じている。失業率は80%を超えるなど、経済活動及び国民生活に大きな困難が生じている。

ジンバブエでは1990年代後期より、マネーサプライの増加、生産力の低下、外貨不足及び物不足等によるインフレが加速している。こうした事態に対して、政府は2006年8月に、デノミネーションを実施し、通貨の単位を1,000分の1に切り下げるとともに、国家経済開発優先計画（NEDPP：National Economic Development Priority

Plan) に基づく経済刺激策を打ち出し、かつ政界・実業界・労働界合同での取組（社会契約（Social Contract）を含む）を併せて行ったが、2007年5月のインフレ率（年率）は4,530%に達している。2007年内には10,000%を超えると予想されている。

このため、政府は2007年6月から価格監視及び安定化に関するタスクフォースによる指導のもと、日用品、バス運賃、燃料など広範囲にわたる価格統制令を発出し、価格統制に応じない企業経営者を逮捕するなど強権的な実施をおこなっているが、逆に価格統制品目を中心に深刻な物不足を生じさせる結果となっている。

表-1 主要経済指標等

指 標		2005年	1990年
人 口	(百万人)	13.0	10.6
出生時の平均余命	(年)	37	59
G N I	総 額 (百万ドル)	3,220.62	8,494.48
	一人あたり (ドル)	350	850
経済成長率	(%)	-6.5	7.0
経常収支	(百万ドル)	-	-139.84
失 業 率	(%)	-	-
対外債務残高	(百万ドル)	4,256.94	3,278.80
貿 易 額 ^(注1)	輸 出 (百万ドル)	-	2,012.07
	輸 入 (百万ドル)	-	2,000.75
	貿易収支 (百万ドル)	-	11.33
政府予算規模 (歳入)	(百万ジンバブエ・ドル)	-	5,183.20
財政収支	(百万ジンバブエ・ドル)	-	-565.20
債務返済比率 (DSR)	(対GNI比, %)	7.0	5.5
財政収支	(対GDP比, %)	-	-2.6
債務	(対GNI比, %)	85.4	-
債務残高	(対輸出比, %)	227.5	-
教育への公的支出割合	(対GDP比, %)	-	-
保健医療への公的支出割合	(対GDP比, %)	-	-
軍事支出割合	(対GDP比, %)	-	4.4
援助受取総額	(支出純額百万ドル)	367.71	334.26
面 積	(1000km ²) ^(注2)	391	
分 類	D A C	低所得国	
	世界銀行等	IDA融資適格国、もしくはIBRD融資適格国 (償還期間20年)	
貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況		-	
その他の重要な開発計画等		-	

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値（湖沼等を含む）を示している。

表-2 我が国との関係

指 標		2006年	1990年
貿易額	対日輸出 (百万円)	15,247.76	21,345.76
	対日輸入 (百万円)	1,494.41	9,949.91
	対日収支 (百万円)	13,753.35	11,395.85
我が国による直接投資	(百万ドル)	-	-
進出日本企業数		1	-
ジンバブエに在留する日本人数	(人)	105	89
日本に在留するジンバブエ人数	(人)	75	17

ジンバブエ

表-3 主要開発指数

開 発 指 標		最新年	1990年
極度の貧困の削減と飢饉の撲滅	所得が1日1ドル未満の人口割合 (%)	56.1(1990-2005年)	
	下位20%の人口の所得又は消費割合 (%)	4.6(1995-1996年)	
	5歳未満児栄養失調割合 (%)	17(1996-2005年)	
初等教育の完全普及の達成	成人(15歳以上)識字率 (%)	89.4(1995-2005年)	83.5(1985-1994年)
	初等教育就学率 (%)	82(2004年)	—
ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上	女子生徒の男子生徒に対する比率(初等教育)	1.01(2005年)	
	女性識字率の男性に対する比率(15~24歳) (%)	97.9(2005年)	
乳幼児死亡率の削減	乳児死亡率 (出生1000件あたり)	81(2005年)	86(1970年)
	5歳未満児死亡率 (出生1000件あたり)	132(2005年)	138(1970年)
妊産婦の健康改善	妊産婦死亡率 (出生10万件あたり)	880(2005年)	
HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	成人(15~49歳)のエイズ感染率 ^(注) (%)	20.1 [13.3-27.6](2005年)	
	結核患者数 (10万人あたり)	631(2005年)	
	マラリア患者数 (10万人あたり)	5,410(2000年)	
環境の持続可能性の確保	改善された水源を継続して利用できる人口 (%)	81(2004年)	78
	改善された衛生設備を継続して利用できる人口 (%)	53(2004年)	50
開発のためのグローバルパートナーシップの推進	債務元利支払金総額割合 (財・サービスの輸出と海外純所得に占める%)	6.7(2005年)	5.4
人間開発指数 (HDI)		0.513(2005年)	0.654

注) []内は範囲推計値。

2. ジンバブエに対するODAの考え方

(1) ジンバブエに対するODAの意義

我が国は、過去、ジンバブエを対アフリカ援助における重点国の1つとして位置づけ、積極的な援助を実施してきたが、今後のジンバブエに対する経済協力を検討するにあたっては、民主化、人権尊重、合理的な経済運営、治安状況といったガバナンスの観点からジンバブエの動きを注視していく必要がある。他方で、一般住民の基本的な人権が日々脅かされる状況、価格統制による深刻な物不足の状況下において、我が国としても、「人間の安全保障」の観点から一般住民に広く裨益する緊急援助(HIV/エイズ等の感染症対策や食糧援助の分野等)を実施する意義は大きい。

(2) ジンバブエに対するODAの基本方針

土地改革の影響を直接受けている農業・食糧分野において、2007年~2008年にかけて400万人に影響が及ぶ深刻な食糧不足(2007年6月のFAO/WFP合同穀物及び食糧供給評価ミッション調査の結果)が懸念されている。また、ジンバブエは諸外国と二国間投資協定を締結しているものの、これが現政府によって遵守されていないことから、民間レベルで農業の投資が促進されていない状況にある。これらのことを念頭に置きつつ、人道的課題を中心に限られた援助資源を配分するよう支援を検討していく。

(3) 重点分野

前述したガバナンスの問題が解決され、本格的な援助を実施できる環境が整った場合は、(イ)緊急人道援助、(ロ)保健医療、(ハ)農業振興、(ニ)所得向上に結びつく産業振興のための条件整備、(ホ)水を含む環境保全といった重点分野に沿って援助を実施していくこととなるが、現在のところは、ジンバブエにおける人権の尊重、法の支配、経済的混乱の收拾が促進されることを注視しつつ、NGOなどを通じた草の根レベルの支援、UNICEFやWFPなどの国連組織を通じた緊急援助等に重点を置いた支援を実施する。

3. ジンバブエに対する2006年度ODA実績

(1) 総論

2006年度のジンバブエに対する無償資金協力は3.93億円(交換公文ベース)、技術協力は4.65億円(JICA経費実績ベース)であった。2006年度までの援助実績は、円借款380.65億円、無償資金協力498.85億円(以上、交換公文ベース)、技術協力155.90億円(JICA経費実績ベース)である。

(2) 無償資金協力

小児感染症予防計画(UNICEF経由)、食糧援助(WFP経由)を行い、2件の草の根・人間安全保障無償資金協力を実施した。

(3) 技術協力

保健・医療分野で技術協力プロジェクト「マシング州 HIV/AIDS 母子感染予防プロジェクト」を継続して実施したほか、中小企業振興に係る専門家等を派遣した。また、保健衛生、教育など幅広い分野において21名のJOCVの派遣を行うとともに、行政、農業等の分野において83名の研修員の受入を行った。

4. ジンバブエにおける援助協調の現状と我が国の関与

国際機関・ドナーは、政府の土地問題への対応、2002年大統領選挙及び2005年議会選挙において政府による人権及び民主化の遵守が不十分であったとして、人道支援分野を除く新規援助を事実上停止している。また、政府と国際機関・ドナー間の対話は限定的であり、PRSPの作成に向けた動きもない。

しかしながら、今般ジンバブエがOECD-DACの「脆弱な国家におけるドナーの取組原則」にかかるパイロット・スタディ実施国に指定されたことも踏まえ、今後はUNDPを中心とした国際機関・ドナーと政府間での対話の進展に留意していく必要がある。

5. 留意点

(1) 将来の援助需要

ジンバブエにおいては、経済的混乱による基礎的社会インフラの疲弊、人材の流出が生じているが、他のアフリカ諸国に比して、依然としてインフラの水準が高いこと及び教育水準が高く人材が揃っていることから、政治環境さえ変われば、インフラや社会・経済システムのリハビリテーションに大幅な援助需要が生じる可能性もある。このため、2008年3月に予定されている大統領・議会選挙に向けた政治、社会、経済動向を注視する必要がある。

(2) 外貨規制

ジンバブエでは極端な外貨不足が生じており、外貨を扱うあらゆる産業(例えばホテル業など)、個人・団体に対して外貨の取扱いへの規制ないしは監視が強化されている。同国で活動するドナーから供与された外貨は、現実経済と大幅に乖離したレートである公定レート(1米ドル=250Zドル)もしくは基金レート(1米ドル=15,000Zドル)で換金するよう政府から求められ、厳しい監視下に置かれている。4,530%に達したハイパーインフレ状態の下では、援助を含むあらゆる経済活動が現実的に当初の計画通りに行えず、効率的な援助が行い難くなっている。

(3) NGOに対する規制

ジンバブエで活動する一部のNGOが政権交代を目指す活動を行い国家の安全を脅かしているとの同国政府の認識から、政府はNGOを規制するための法律(いわゆるNGO法案)の制定を試みた。同法案は議会を通過したが、大統領の署名がなされなかったため結局廃案となったが、すでに民間ボランティア組織法によりNGOに対する規制(NGO団体の登録・更新及びNGO職員の就労許可証発給・更新の不許可など)は行われている。なお、2007年4月にはNGO組織の登録抹消と再登録を行うための規約が公示(7月時点では未実施)されるなどNGOに対する政府の干渉が続いている。同国のNGOに対する規制は、国連人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、NGOを通じて行っている我が国の援助活動に対し、少なからず影響を与えている。

(4) ODAタスクフォース

ジンバブエ

同国では現地 ODA タスクフォースが設置されており、一層の戦略的、効率的、効果的な ODA の実施に努めている。

表-4 我が国の年度別・援助形態別実績（円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース）
（単位：億円）

年度	円 借 款	無償資金協力	技 術 協 力
2002年	—	6.55	6.07 (5.76)
2003年	—	1.00	5.18 (4.91)
2004年	—	0.16	4.83 (4.60)
2005年	—	4.56	3.69 (3.52)
2006年	—	3.93	4.65
累 計	380.65	498.85	155.90

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2002～2005年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2002～2005年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2006年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。

表-5 我が国の対ジンバブエ経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

暦 年	政府貸付等	無償資金協力	技 術 協 力	合 計
2002年	14.81	3.52	5.31	23.64
2003年	—	0.08	4.93	5.01
2004年	—	0.09	3.47	3.56
2005年	—	0.15	3.94	4.09
2006年	—	2.64(2.55)	3.90	6.54
累 計	143.79	386.80(2.55)	138.21	668.79

出典) OECD/DAC

- 注) 1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。（ ）内はその実績(内数)。
2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、ジンバブエ側の返済金額を差し引いた金額)。
3. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

表-6 諸外国の対ジンバブエ経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合 計
2001年	日本 29.01	オランダ 23.51	英国 18.07	デンマーク 17.89	米国 15.97	29.01	148.55
2002年	米国 47.04	英国 28.72	日本 23.64	オランダ 22.33	ドイツ 10.33	23.64	177.82
2003年	英国 58.90	米国 34.96	ドイツ 11.62	スウェーデン 10.13	カナダ 7.06	5.01	160.70
2004年	英国 49.66	米国 30.44	ドイツ 15.69	スウェーデン 12.88	オランダ 12.44	3.56	166.42
2005年	英国 45.48	米国 33.42	スウェーデン 15.09	オランダ 13.60	ノルウェー 13.56	4.09	178.78

出典) OECD/DAC

表-7 国際機関の対ジンバブエ経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	そ の 他	合 計
2001年	CEC 5.48	UNICEF 3.35	UNTA 2.01	IFAD 1.91	UNDP 1.73	2.43	16.91
2002年	CEC 6.47	WFP 4.15	UNTA 2.50	UNDP 2.29	UNHCR 1.90	3.36	20.67
2003年	CEC 14.19	WFP 4.90	UNDP 2.56	UNTA 2.26	UNICEF 1.99	-0.60	25.30
2004年	CEC 28.40	UNDP 3.03	UNICEF 2.48	UNTA 2.09	UNHCR 1.94	-18.02	19.92
2005年	WFP 125.42	CEC 40.33	GFATM 8.20	UNFPA 4.40	UNDP 3.14	7.31	188.80

出典) OECD/DAC

- 注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

表-8 我が国の年度別・形態別実績詳細（円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース）

（単位：億円）

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2001年 度まで の累計	380.65億円 〔内訳は、2006年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html)〕	482.65億円 〔内訳は、2006年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html)〕	132.46億円 研修員受入 597人 専門家派遣 59人 調査団派遣 748人 機材供与 879.43百万円 協力隊派遣 380人
2002年	なし	6.55億円 チルド橋建設計画（国債4/4）（1.47） 緊急無償（干ばつ災害）（4.88） 草の根無償（2件）（0.20）	6.07億円（5.76億円） 研修員受入 66人（60人） 専門家派遣 5人（4人） 調査団派遣 2人（2人） 機材供与 45.25百万円（45.25百万円） 留学生受入 10人（9人） （協力隊派遣）
2003年	なし	1.00億円 食糧援助（WFP経由）（1.00）	5.18億円（4.91億円） 研修員受入 88人（83人） 専門家派遣 2人（2人） 調査団派遣 13人 機材供与 4.9百万円（4.9百万円） 留学生受入（協力隊派遣）（24人）
2004年	なし	0.16億円 草の根・人間の安全保障無償（2件）（0.16）	4.83億円（4.60億円） 研修員受入 77人（72人） 専門家派遣 2人（1人） 調査団派遣 3人（1人） 留学生受入 11人（22人） （協力隊派遣）
2005年	なし	4.56億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（2.97） 食糧援助（WFP経由）（1.50） 草の根・人間の安全保障無償（1件）（0.09）	3.69億円（3.52億円） 研修員受入 71人（60人） 専門家派遣 3人（3人） 留学生受入 11人（19人） （協力隊派遣）
2006年	なし	3.93億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（2.23） 食糧援助（WFP経由）（1.50） 草の根・人間の安全保障無償（2件）（0.20）	4.65億円 研修員受入 83人 専門家派遣 5人 調査団派遣 2人 機材供与 21.08百万円 協力隊派遣 21人
2006年 度まで の累計	380.65億円	498.85億円	155.90億円 研修員受入 955人 専門家派遣 74人 調査団派遣 753人 機材供与 950.68百万円 協力隊派遣 475人

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
 2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
 4. 2002～2005年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2002～2005年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2006年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
 5. 調査団派遣にはプロジェクトファイディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。
 6. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

ジンバブエ

表-9 実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件（終了年度が2002年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
ハラレ市マブク/タファラ地区HIV/AIDS予防総合対策プロジェクト	03.12～06.12
マシンゴ州HIV/AIDS母子感染予防プロジェクト	05.11～08.11

表-10 2006年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

案 件 名
ジンバブエに対する緊急水供給衛生計画
シロベラ老人ハウス農場灌漑整備計画

図-1 当該国のプロジェクト所在図は707頁に記載。